

令和8年5月定例

四 万 十 町 教 育 委 員 会

会 議 資 料 （追 加）

日 時：令和8年5月13日（水）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

議題

- ⑬ 四万十町教育研究所運営委員会委員の委嘱について

議案第 8 号

四万十町教育研究所運営委員会委員の委嘱について

四万十町教育研究所管理規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 8 号）第 7 条に基づく四万十町教育研究所運営委員会の委員を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和 8 年 5 月 1 3 日 提出

四万十町教育長 川上 武史

記

令和 8 年度 教育研究所運営委員会委員

任期 令和 8 年 6 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日

選出区分	氏 名	所 属	備 考
学校長	稲田 充宏	大正中学校	校長会長
教 頭	中川 千穂	十和中学校	教頭会長
教 諭	田邊 昌子	窪川小学校	教諭代表
	平野 信人	窪川中学校	教諭代表
学識経験者	石崎 豊史		
	戸田 晶秀		
P T A	佐々倉 玲於	十和中学校	P 連会長
	武政 結希	田野々小学校	P 連副会長

【参考】

○ 四万十町教育研究所管理規則 抜粋

(平成 18 年四万十町教育委員会規則第 8 号)

(運営委員会)

第 7 条 研究所の円滑な運営を図るため、研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、研究所の事業計画、調査研究課題その他運営に関する重要事項について審議し、所長に助言する。

3 運営委員は、次の区分により委員会が委嘱する。

学校長 1 人

教頭 1 人

教諭 2 人

学識経験者 2 人

P T A 2 人

計 8 人

4 運営委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充によって新たに委嘱された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。